

第 493 回福井地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 7 月 5 日（火）午前 10 時 00 分～午前 10 時 25 分
- 2 場 所：福井国際交流会館 第 1、2 会議室
- 3 出席状況：
公益代表委員 新宮会長、井花委員、上野委員、岡崎委員
労働者代表委員 九野委員、小林委員、玉川委員、山田委員、山本委員
使用者代表委員 江端委員、久保田委員、坂川委員、中山委員、山埜委員
事務局 藤原労働基準部長、細川賃金室長、西村賃金指導官
- 4 議 題：
 - (1) 福井県最低賃金の改正決定について（諮問）
 - (2) 福井県最低賃金専門部会の設置について
 - (3) 最低賃金審議会令第 6 条 5 項の適用について
 - (4) 特定最低賃金の審議日程（案）について
 - (5) その他
- 5 資 料
 - (1) 福井地方最低賃金審議会運営規程
 - (2) 令和 4 度福井地方最低賃金審議会（専門部会）日程表
 - (3) 特定最低賃金(小委員会等)日程表（案）
- 6 議事録
 - 新宮会長
ただいまより、第 493 回福井地方最低賃金審議会を開催します。
皆様には公私ともにお忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。
なお、本日の審議会につきましては、会議公開に伴う傍聴希望により、1 名の傍聴者がおられますことを御報告いたします。
では、最初に定足数の確認を事務局よりお願いします。
 - 西村指導官
はい、報告いたします。
本審議会に、公益代表委員の竹内委員が所用により本日欠席となっております。
なお、玉川委員が少々遅れているとの連絡を受けています。

よって現在、委員総数 15 名のうち 13 名の出席となっており、委員総数の 3 分の 2 以上又は各側委員の 3 分の 1 以上の御出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

○新宮会長

議題に入る前に、本年 6 月 28 日付けで山崎福井労働局長が交替され新たに、田原福井労働局長が就任されましたが、本日は他の業務があり欠席となりましたので、御紹介だけさせていただきます。

○新宮会長

それでは、議題（1）「福井県最低賃金の改正決定について（諮問）」に入ります。事務局からお願いします。

○細川室長

本来ならば、田原労働局長よりお渡しするところですが、他の業務で欠席になっておりますので、藤原労働基準部長より、諮問文を朗読の上、新宮会長にお渡しさせていただきます。

なお、先ほど、諮問文の（写）をそれぞれ配付させていただきましたので、朗読に合わせて諮問内容等の御確認をいただければと思います。

それでは、藤原部長よろしく願いいたします。

・・・新宮会長及び藤原労働基準部長が中央に移動・・・

・・・藤原労働基準部長が諮問文を朗読し新宮会長に手交・・・

・・・玉川委員到着・・・

○新宮会長

ただいま藤原労働基準部長より「福井県最低賃金の改正について」の諮問をいただきましたので、今後、当審議会として改正に関する審議を実施することになりましたのでよろしくお願いいたします。

それでは、ここで、藤原労働基準部長より御挨拶いただきたいと思います。

○藤原基準部長

福井労働基準部長の藤原でございます。

ただいま、令和 4 年度の福井県最低賃金の改正決定について、福井地方最低賃金審議会に諮問をさせていただきました。諮問文につきましては、先般、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し提出された目安額に関する調査審議の内容に準じたものとなっており、令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデ

ザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022」に配意した調査審議をお願いいたします。

また、経済財政運営の改革の基本方針 2022 では、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へきめ細かな支援や取引適正等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」とされているところです。

福井県においては、昨年・一昨年と新型コロナウイルス感染症の影響により大変厳しい経済状況にありましたが、今年度は回復傾向にあると思われまます。

また、昨年度は委員会での御指摘も踏まえ、中小企業への賃上げの支援として業務改善助成金について、積極的な周知を行った結果、令和 2 年度 9 件だったものが令和 3 年度には 90 件と大幅な増加となりました。引き続き周知に努め、中小企業への支援を行ってまいります。

福井県最低賃金の改定審議につきましても、今年度においても、いまだ新型コロナウイルス感染症による影響が、懸念される面はありますが、経済財政運営の改革の基本方針 2022 を踏まえて中央最低賃金審議会から示される目安額などを参考の上、県内の事情を踏まえた、総合的な観点からの審議を賜りますようお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、夏本番となりますこの暑い時期に、しかも短期間での御審議をお願いすることになりますが、御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

○新宮会長

ありがとうございました。

続きまして、議題（2）「福井県最低賃金専門部会の設置について」に入りたいと思います。

福井県最低賃金の改正に関する調査審議につきましては、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づき、専門部会に付託することになります。

この専門部会につきまして、事務局から説明をお願いします。

○細川室長

地方最低賃金審議会は、最低賃金の決定について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映について特段の配慮を必要とするため、関係労使を代表する委員からなる専門部会を必ず設置することとされています。

専門部会は、公労使各3名による合計9名の委員構成となり、労働者代表委員・使用者代表委員につきましては、推薦公示の経路を経て任命をさせていただくことになっております。従いまして、本日より福井県最低賃金専門部会の労働者代表委員・使用者代表委員の推薦公示を開始し、公示期間については7月19日（火）までの約2週間で予定しております。

なお、公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を任命することになっておりますし、公労使いずれの委員につきましても、本審の委員が専門部会委員を併任することが可能となっております。

また、本日の諮問を受けて、専門部会の設置とは別に、関係労使の意見をお聴きする必要がありますので、本日より7月25日（月）までの約3週間、金額改正に関する意見聴取の公示を実施する予定であることを申し添えます。

以上です。

○新宮会長

ありがとうございました。

それでは、今ほどの諮問及び専門部会の設置につきまして、何か御意見、御質問等はございませんか。

・・・特に意見等なし・・・

○新宮会長

続きまして、議題の（3）「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」に入ります。

最低賃金審議会令第6条第5項においては「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされています。

福井地方最低賃金審議会においては、例年「専門部会で全会一致の議決が行われた場合は」この規定を適用しております。すなわち、専門部会の結審が全会一致による結論が得られた場合は、専門部会の決議を審議会の決議とし、審議会による議決は実施しないこととなります。

つきましては、本年度審議される地域別最低賃金及び全ての特定最低賃金の専門部会の結審において全会一致による議決がそれぞれなされた場合には、例年どおり審議会令第6条第5項により取り扱うことについて、何か御意見はありますか。

・・・特に意見等なし・・・

○新宮会長

第6条第5項を適用するということによろしいでしょうか。

それでは、「本年度審議される地域別最低賃金及び全ての特定最低賃金の専門部会の結審において、全会一致により議決した場合には、審議会令第6条第5項を適用する」こととし、専門部会の決議をもって、審議会（本審）の決議とすることとします。よろしく願いいたします。

○新宮会長

それでは、議題（4）「特定最低賃金の審議日程（案）について」に移ります。前回の審議会で、特定最低賃金改定の必要性の有無を小委員会で審議することとなりましたが、審議日程につきましては9月の開催案が出ていました。

これについて事務局から説明がありますか。

○細川室長

それでは、別添の9月以降の特定最低賃金の小委員会・専門部会日程表（案）を御覧ください。（運営規定の小委員会項目は第492回審議会にて説明済み）

なお、本日は、この日程（案）を委員の皆様の説明しますが、審議会閉会後の懇談会の懇談内容とリンクすると思われますので、この場では私の説明のみとさせていただきます。

特定最低賃金の日程表について、小委員会（各側2名、計6名、参考人は別）を9月に開催し、その後の審議会、専門部会、審議会の開催予定で作成しております。小委員会の開催として、昨年は1業種1時間で計2日間の開催でしたが、今年度については更に御審議をいただくため、1業種、1時間半から2時間程度、1日2業種（例（AM10:00～12:00、PM1:00～3:00））として計2日間、第1回目を9月6日（火）、第2回目を9月8日（木）、に開催する予定とさせていただいておりますが、委員の御都合による多少の変更は可能な状況にあります。

次に特定最低賃金改定の必要性が有となった業種の専門部会についてですが、特定最低賃金改定の専門部会も、先ほど議題（2）の福井県最低賃金の改正に関する調査審議同様、最低賃金法第25条第2項に基づき、専門部会に付託することになります。専門部会は、公労使各3名による合計9名の委員構成となり、労働者代表委員・使用者代表委員につきましては、推薦公示の経路上で任命をさせていただくことになっております。従いまして、第497回審議会当日より福井県最低賃金専門部会の労働者代表委員・使用者代表委員の推薦公示を開始し、公示期間については、審議会開催日が、9月14日（水）の場合9月28日（水）で（予備日の9月13日（火）の場合9月27日（火）、9月15日（木）の場合9月29日（木））までの約2週間を予定しております。

なお、公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を任命することになってお

りますし、公労使いずれの委員につきましても、本審の委員が専門部会委員を併任することが可能となっております。

また、第 497 回審議会での諮問を受けて、専門部会の設置とは別に、関係労使の意見をお聴きする必要がありますので、審議会開催日が、9月14日（水）の場合10月4日（火）（予備日の9月13日（火）の場合10月3日（月）、9月15日（木）の場合10月5日（水））までの約3週間、金額改正に関する意見聴取の公示を実施する予定であることを申し添えます。

専門部会の審議は、1業種2時間（1日）を2回（2日）程度、最大4業種で8日間を10月11日（火）～20日（木）に開催する予定とさせていただいておりますが、委員の御都合による少々の変更は可能な状況にあります。

次に、第 498 回審議会についてです。10月20日の第8回目の専門部会には必ず結審手続を終了し（全会一致を含む）、10月25日（火）（予備日は表のとおり）の午前中に開催予定の第 495 回審議会にて、採決（または報告）を実施する予定とさせていただいております。

また、答申後の手続としましては、同日より異議申出の公示期間を15日間設け、異議申出がなされた場合は、10月10日の午前中に予定している第 499 回審議会にて異議申出に関する審議を実施します。（表のとおり同様に予備日として設定しております。）

なお、第 496 回審議会につきましては、仮に異議申出がない場合であっても、異議申出がないことを報告させていただくため、行う予定としておりますので、いずれにしても同審議会は開催させていただくことになります。

以上、特定最低賃金審議会の審議日程（案）を説明しました。

○新宮会長

ありがとうございました。

今ほどの事務局から説明がありました、特賃の小委員会等の開催日程（案）についての状況はお分かりいただけたと思います。事前に意見を頂いてもおりますので、協議はこの後の懇談会においてお聴きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○新宮会長

その他に、何かありますか。

なければ、本日の審議会はこれで閉会とします。

御苦勞様でした。

（閉 会）